

明治中期における就学年齢の議論に関する一考察

A Study on School Age Issues in the Mid Meiji Era

近藤 幹生 Mikio Kondo

はじめに

現在、保育所・幼稚園から小学校への就学年齢は、満6歳からとされている。なぜ6歳からなのか、どんな議論がされてきたのか。満6歳就学の起源は、1872年（明治5）「学制・被仰出書」（以下「学制」と略）である¹⁾。しかし、開始はされたものの、当初における就学年齢の根拠に関する議論は、必ずしも定かではなかった²⁾。筆者は仮説として、日本における6歳就学の議論は、実は「学制」前後よりも、明治20年代から30年代にかけて高揚したと考える。しかもそれは、身体発育を専門とした小児科学の立場による知見を反映して展開された議論であった。「学制」以後、明治20年代から30年代にかけて、6歳就学の議論は、どのように展開されてきたのか。本稿は、明治期における6歳就学の議論に関して、上記仮説の検証を試みるものである。

「学制」以後、明治10年代にかけて、小学校への就学は徐々に定着をみるが、学齢に達しない学齢外児童の存在が問題化していた。学齢未満児（満6歳以前）を除外するということから、就学年齢が問題にされたと考える。1884年（明治17）の文部省による通達がそれであり、学齢外児童の就学は、幼児の心身にとって害を及ぼすという趣旨であった。

明治20年代になり、小学校における児童の劣悪な教育環境の改善・整備をめざし、学校衛生学という新しい学問分野の力が發揮されるようになっていく。なかでも明治20年代に活躍した小児科医である三島通良（1866-1925）の業績は注目に値する。三島は、自ら足を運んで小児の身体発育調査をおこない、文部省の学校衛生行政の土台を築いた。三島は、この業績から就学年齢問題の分析にも力を発揮していくのである。満6歳の就学年齢に関する議論が文部省内に登場するのは、1896年（明治29）の学校衛生顧問会議である。この議論を経た学校衛生顧問会議の「決着」により6歳就学は維持され、「改

正小学校令」が整備されていった。この過程における議論は、単に就学年齢満6歳の是非を問うことになるとどまらず、小学校第一学年の教育を改善する問題提起を含む内容であった。そして、就学年齢に関する議論の成果が、明治30年代前半の文部省学校衛生関係の改革と諸規定に結実されていったのである。

本稿では、明治20年代後半から30年代にかけて就学年齢の議論がおこなわれていた事実に焦点をあて、この時期に、6歳就学の議論が高揚したという仮説の検証をすすめていきたい。

1. 先行研究及び調査文献

明治初期の就学年齢の定着過程に関しては、水本徳明「明治期長野県における就学年齢の統制に関する研究」がある³⁾。水本は、近代学校教育制度の成立及び発展過程において、就学年齢6歳がどのように統制・定着してきたかを分析している。「学制」後、1879年（明治12）「教育令」、1886年（明治19）「小学校令」、1890年（明治23）「改正小学校令」と制度改正が繰り返され、就学率の向上と、就学年齢6歳が制度化・厳密化された過程を明らかにしている。「学制」以後、1884年（明治17）の学齢外児童の入学禁止の措置までと、明治20年代の「小学校令」下において、三島らの学校衛生学が果した役割を論じている。Zheng,Song An「養生思想と教育的学校保健の成立」⁴⁾は、近代学校教育史において、明治以前の養生思想との関連もふくめて学校保健制度の位置づけや役割を詳細に論じたものである。明治20年代から30年代の三島の学校衛生学ならびに学校衛生主事としての業績を検証できる貴重な文献資料である。近藤真庸「学校衛生顧問会議の研究(1)～(4)」⁵⁾は、学校衛生顧問会議の性格や設置の経過、議論の内容について、当時の教育・医学雑誌を用いて分析している。学校衛生主事であった三島の立場や主張について論じているほか、三島が沢柳政太郎

の成城小学校の実践を支えたことも言及している。三島通良については、杉浦守邦「三島通良 1-18」⁶⁾、木村吉次『日本近代体育思想の形成』⁷⁾などがある。三島により精力的に取り組まれた身体発育調査に関しては、河野誠哉「近代日本の児童研究の系譜における認識論的転換」⁸⁾が、これを近代日本における児童研究として次のように分析している。「近代公教育が一定の制度化を達成した段階で、しかしその行き詰まりもまた表面化しはじめた時代状況を背景として新たに要請された実践だった。それは児童把握のための調査的営みという近代学校的文化の本質的な構成要素のひとつに対して科学という立場からあらためて光りをあてたのだった。」⁹⁾また、学校衛生学に関しては、三島以外には、瀬川昌樹『学校衛生法要綱』(明治 26 年)、牧山健吉他『学校衛生学』(明治 31 年)など代表的な文献がある¹⁰⁾。以上の先行研究から、近代日本の公教育が制度化していく過程において、三島の学校衛生学が積極的に貢献したことを詳細に確認することができる。三島自身の著書としては、三島通良『学校衛生学』(明治 26 年)、『ははのつとめ』(明治 23 年)、『ははのつとめ』増訂(明治 25 年)、『学校衛生事項取調復命書摘要』(明治 26 年)、「学制調査資料・就学年齢問題」(明治 35 年)、『日本健体小児ノ発育論』(明治 35 年)などがある¹¹⁾。これらのうち、「学制調査資料・就学年齢問題」をのぞき、いずれも上記の先行研究において取り上げられている文献資料である。

しかし、筆者が調査した範囲では、三島が展開した就学年齢の議論に関する分析、明治中期における就学年齢の議論に焦点をあてた先行研究はみあたらない。筆者は、三島自身の著書である『日本健体小児ノ発育論』及び上記先行研究において分析されていない三島の論文「学制調査資料・就学年齢問題」について詳細に検討をすすめた。また、議論の背景となる学校衛生顧問会議の諸資料についても調査対象とした。以上をもとに、明治 20 年代から 30 年代

の就学年齢の議論を分析する。

2. 仮説検証への視点

筆者は、前述した仮説について以下の 5 点から検証をおこなう。第一は、「学制」制定時点の就学年齢の議論について、当初調査した内容について確認する。第二は、「学制」成立以後、文部省が学齢外児童を排除するなかで、学校衛生学の果した役割について前掲水本論文及び Zheng,SongAn 論文の成果をふまえ考察する。第三は、明治 20 年代から 30 年代の就学課題及び就学年齢の議論にふれた資料として三島の著書『日本健体小児ノ発育論』・論文「学制調査資料・就学年齢問題」を中心に 6 歳就学論を分析する。第四は、学校衛生顧問会議において 6 歳就学を主張した三島とその背景について近藤真庸「学校衛生顧問会議の研究(1)～(4)」に依拠して論述する。第五は、沢柳政太郎の 6 歳就学論について考察する。三島は 1917 年(大正 6)、沢柳が成城小学校を創立したとき、同校の顧問兼学校医となり同校を支えていく。明治 20 年代の沢柳と三島との関係は不明だが、明治中期から後期にかけて相互に影響を受けたと考えられる。筆者は、沢柳が明治 30 年代前半に主張した資料「改正小学校令ニ對スル批評ヲ論ズ」¹²⁾により沢柳政太郎の 6 歳就学論について分析する。

3. 本論

(1) 「学制」制定時点の就学年齢の議論¹³⁾

6 歳就学の根拠の議論について、筆者が当初調査した内容を述べる。現在の 6 歳就学は「学制」を起源とするが、「学制」については、これまでにも史資料の乏しさが指摘されてきた。筆者は、調査方向を次のように設定した。6 歳就学の根拠の議論をさぐるため、研究対象を学制実施舞台となった一地域と

しての筑摩県（現在の長野県松本市周辺地域）と文部省の学制審議過程に限定した。研究時期を明治初期の学制期に焦点をあて、資料調査をすすめた。文部省の学制審議過程については、学制研究者の先行研究により調査した¹⁴⁾。

明治初期の筑摩県を研究対象としたのは、「学制」実施後の就学率の高さ、「学制」以前の寺子屋の高い普及率、「学制」前後を検証できる開智学校や学校創立史の豊富な資料の存在する地域だからである。「学制」を境に庶民層を中心に就学は拡大されたが、当初、年齢は問われなかった。就学年齢が問われなかったのは、「学制」の中心的なねらいである「むらに不学の戸なく」が最優先されたこと、「学制」以前の寺子屋の寺入り年齢基準がゆるやかであったからである。筑摩県での「学制」第一番校である開智学校や学校創立史を調査してみると、当初一様ではなかった入学時期、就学年齢が、筑摩県と文部省の強力な「学制」推進によりしだいに統制されていくことがわかる。筑摩県当局が文部省に提出した「官立学校設立伺」¹⁵⁾には就学年齢が明記されていない。県令永山盛輝が県内の住民に就学を催促した「説諭要略」¹⁶⁾には、就学年齢は6歳とされているが、根拠は明確になっていない。学制第一番校である開智学校の「学籍簿」・「校則」等¹⁷⁾の資料により明らかになるのは、入校年月の不統一（4月入学のみではない）、就学年齢が9歳・8歳（明治6年）からしだいに7歳・6歳（明治9・10年）へ下がる傾向などである。また、筑摩県内の明治初期に創設された小学校創立史を調査すると、就学年齢は明記されていても、その根拠までふれているものはない¹⁸⁾。以上から、少なくとも明治5年「学制」制定時点の筑摩県においては、就学年齢の根拠の検討を示す資料の存在が確認できていない。

「学制」のおおもとに位置する文部省の学制審議過程はどうであったのか。文部省の学制審議過程の調査、「学制」に関する先行研究から以下のことが

いえる¹⁹⁾。「学制」はフランス、ドイツ、オランダ、アメリカ、イギリスなどの教育諸制度の影響を強く受けて作成されたことが明らかである。日本の「学制」と諸外国学制との対比研究において、類似点が指摘されてきたが、就学年齢に関しても同様である²⁰⁾。文部省の学制審議過程を詳細にたどると、岩倉使節団派遣中の留守政府のもとで短期間のうちに拙速に審議されたこと、「学制」発布にいたる最大の問題が学制実施とともに財政問題であったことがわかる。審議過程の混乱と拙速さを読み取れる内容として注目したのは、「学制」草案段階では就学年齢が7歳であり、「学制」の布告時点では6歳に変更された事実である。この経緯も調査したが、就学年齢の議論を示す資料は確認できていない。

以上、明治初期の学制実施舞台となった筑摩県地域と文部省の学制審議過程の調査から、少なくとも明治5年「学制」制定時点においては、6歳就学の根拠に関する議論を証明できる資料の存在が確認できていない。

(2) 学齢外児童の入学禁止と学校衛生学

「学制」により開始された小学校では、明治10年代にかけて徐々に6歳就学が定着していくが、小学校には、学齢外の児童が多数存在していた。1884年（明治17）、文部省は、「学齢未満ノ幼児ヲ学校ニ入れ学齡児童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ、其害不少候条右幼児ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育候様取計フベシ此旨相達候事」²¹⁾と布達を出している。学齢未満の幼児を小学校に入れて児童と同じ教育を受けさせるのは、幼児の心身の成長には害があるので、幼稚園の方法により保育をおこなうことを要求する内容であった。文部省は1896年（明治29）になつても学齢外児童の入学禁止の通達を出す。明治期に二度にわたり出された通達は、ともに学齢外児童の学校への入学が、幼児にとっては、心身の発育を害することを指摘する内容であった。この経緯につい

て、水本は、「現在の我々の概念を用いれば、一見、子どもの発達段階が注目され、その結果として就学年齢が厳密化されたように捉えられる。しかし、子どもの心身の発育への注目と就学の関係は逆の面も見られる。」²²⁾と指摘する。さらに水本は、三島の学校衛生学を引きながら、就学の意味を以下のように展開する。「学校という装置とそこへの就学によって子どもの『生活状態』が『俄然一変し』という状況に至ったために、子どもの心身への注目が必要となつたのである。もちろん、学校衛生学自体がそうであるようにそのための理論は欧米における心理学や生理学が提供していた。しかし現実にそのような理論を必要とするに至つたのは、近代学校教育の制度化によってである。就学という制度によっていわば人間の生涯における『遊』の段階と『学』の段階が分断されたといえよう。」²³⁾

1884年（明治17）の学齢外児童の入学禁止措置を経て、幼児の受け皿としての幼稚園の設置がすすめられ、全国の幼稚園数も増加していくことになる。二度にわたる学齢外児童の入学禁止措置のうち、筆者が1896年（明治29）のそれに注目したのは、この決定に三島が学校衛生主事として関与していたこと、さらにこの禁止措置を決定した学校衛生顧問会議で、6歳就学を擁護する主張をしていることである。

三島によると、学校衛生とは「幼少柔軟にても軟塊溶鉱の如き児童を教授する小学校において」必要性があり、学校衛生に配慮が欠けると、小学校は「病態奇形製造所と変化する」と主張する。そして、学齢以前と就学後の様子については、以下のように述べている。学齢以前は、「その生活極めて自在にして朝より暮れに至り終日己の好むところの遊嬉を事とし、ひとたび学齢にたつするや登校し一定時間机にすわり身を正しくし、小児の発育如何を認知せざるものゝ束縛と制肘を受け、稀少なる脳漿を濫費して器械的に幾多の学科を講習せざるべからず。学

齢以前とは生活の状態俄然一変し心身の発育を妨害し疾病に罹る。」²⁴⁾としている。

三島は、『学校衛生学』においては、就学年齢に関して以下のように述べている。「はじめて学校に入学すべき生徒の年齢は大凡六七歳にして、この年に達するも身体極めて虚弱なるときは、八歳九歳十歳なるも可なり。フンケルンブルヒ氏は、八歳に至るまでは幼稚園において教授するを賞用せり、然れども児童の発育の状況に応じ学校医の診察して適當とみなしたる者にありては、六歳において入学せしむるも宜しい。早く入学したるものは早く、遅く入学したるものは遅く、業を卒るものなれど、可成は遅く就学するを可とする。」²⁵⁾

以上のように医学者である三島は、就学課題と就学年齢に関して一定の見解を展開している。この背景としては、三島が文部省学校衛生主事となり、1896年（明治29）から1904年（明治37）の8年間に、学校衛生行政全体の前進が確認できる。『学校衛生学』の成果を文部省行政へ反映させ、この過程において、就学年齢に関する自説を練り上げていったのである。(3)でふれる『日本健体小児ノ発育論』で医学博士の学位を取得するのもこの時期であった。三島が日本における「学校衛生の父」といわれる所以である。²⁶⁾

(3) 三島通良『日本健体小児ノ発育論』・「学制調査資料・就学年齢問題」における就学課題及び就学年齢の議論

第一は、三島通良『日本健体小児ノ発育論』（以下『発育論』と略）である。『発育論』は、三島が明治20年代半ばから30年代にかけて、0歳から15歳までの児童の身体発育を調査し、標準的なデータとしてまとめ、欧米と比較研究したものである。それより以前、三島は、『学校児童発育取調報告』を文部大臣に提出したが、これを補正し、改定したのが『発育論』だと述べている。

調査対象のうち、0歳から3歳までは、医科大学研究科在学中の産科病室で分娩した乳児及び小児病室への通院患者である。また、医師開業中の時期には、来診、往診した乳幼児が調査対象となった。3歳から15歳までの調査は、東京、畿内、山陽、山陰、四国、九州、奥羽地方における幼稚園、小学校、高等女学校、中学校で行なわれた。また、4歳から6歳までのうち、過半数は幼稚園の児童であった。調査総数は、男児9,609人、女児7,467人で合計17,076人であった。調査項目は、初生児、哺乳児、幼児、児童の各段階における身長、体重、頭囲、胸囲である。三島は、この調査結果として当時の日本における小児の身体発育状況を以下のように述べている。「本邦男女の発情期既に欧米人に比して其の始終を早くするの事実あり、之を早熟の人種なりと断定するは決して不当のことにあるざるなり」「本邦小児の発育は生理上極めて順当なるものなり、然れども之を欧米の人種に比すれば、其の幼児に於いては敢えて譲ること少しと雖も、其の長ずるに当たりてや、彼に比して短小なる身体を有するに至る、是れ人種の然らしむるところ、實に止を得ざるなり。」²⁷⁾ つまり欧米人に比較して若干早熟傾向があるというのである。しかし、早熟だとしても、三島は、6歳就学を早めるという主張を展開していない。身体発育のデータを安易に就学年齢に結びつけるのではなく、教育のあり方を問題にするべきだと主張していた。『発育論』で就学年齢について述べているのは、以下の所である。「現行の就学年齢は世界多数の邦国と一致す。而して就学の比して小児の発育上に影響を及ぼすは、單り学齢の早晚にあらずして、主として教育方法の如何にありて。」²⁸⁾ また、幼稚園のあり方についても言及している。三島は身体発育調査において幼稚園にも足を運んでいるが、幼稚園における生活状態が発育上に影響を及ぼすものか否かは、慎重な表現をしている。「其の保育の方法は、文部省に於いて常に注意を与ふるに拘らず、

未だ完全なる能はず。其の設備の整はざる、保母の技能不十分なる等、これが幼児保育の関係なきものあらんや。故に其の現況は常に害を及ぼしつつありと云ふを得ざれども、亦敢えて非常に利ありとも断言すること能はざるなり。」²⁹⁾ つまり、保育方法、設備、保育者の姿勢こそ問題にするべきだというのである。三島は、『発育論』において、小学校、幼稚園の身体発育測定を行いながら、児童、幼児の置かれている現実を直視していた。身体発育調査で現場の実態を見ながら、論文「学制調査資料・就学年齢問題」をまとめめる必要性を認識していった。

次に論文「学制調査資料・就学年齢問題」(以下「調査資料」と略)を取り上げる。副題が「就学年齢ヲ満七年ニ改正スルノ必要アルカ」となっているように、当時議論のあった就学年齢問題について、まとめて見解を述べたものである。就学年齢に関する三島の結論は、第一に6歳就学の変更の必要性は認めないと立場である。第二に現行6歳就学を維持しつつ、児童の身体発育との関連から重視すべき提言を詳細に展開したことである。

第一に、6歳就学は変更の必要性がないという論拠を、三島自身が行った日本における身体発育調査と欧米のデータの比較検討から導き出している。論文「調査資料」では、前述した『発育論』のデータを再度用いて、欧米の諸学者の調査結果と対比させ、日本における体重平均表(男女別)、体重各年増加表(男女別)、身長平均表(男女別)、身長各年増加表(男女別)、頭囲平均表(男女別)を示した。その結果、「差異を生ずるは発情期前後より」であり、就学年齢前後にいたるまでは、すべての項目においても日本と欧米とほとんど差異がみられないことを示す。したがって、欧米での6歳就学を採用しているのは問題なし、というわけである。

第二は、上記6歳就学の立場をふまえつつ、児童の置かれた身体的・環境的条件を考慮した提言をしている点である。はじめに、6歳からの就学を免除

もしくは猶予する場合は、学校医師の検査を受けることを強調する。また、児童の通学に30分以上かかる者は、満7歳以降に就学させるべきだとする。さらに、小学校第一学年の教授時間の縮小・休憩時間確保・午後の教授廃止なども主張している。三島は、就学年齢問題の結論を次のように展開した。「就学年齢問題に関して最も注意すべきことは、小学校第一学年における学習の難易といえることこれなり。同じく満六年の児童を就学せしむるとして、その言語、文字、文章の容易なる欧米諸国とこれと正反対なる本邦との間には、幼年なる児童の学習に、ことのほか難易の別あるべしとの問題は、必ず研究を要することなり。」³⁰⁾ そして、それを救う一つの方法は「第一学年における教授時間を減じ、休憩時間を増やすの道あるのみ。いわんや、一週十八時間の教授時数及び午後の教授廃止は、歐州においても同学年に対するものとして、有数の学校衛生学者の称揚せるものになるにおいておや」³¹⁾ となっている。そして、論文の最終部では、第一学年における精密な身体検査の実施、1年経過後の再検査実施を提言する。「健康障害の有無」を徹底調査することを、当局に強く要望している。

(4) 学校衛生顧問会議での6歳就学の議論

三島は、就学年齢に関する持論を著書や論文で展開するだけではなく、文部省行政の実質的な審議機関において主張している。1896年（明治29）7月1日の文部省学校衛生顧問会議がそれである。(3)でふれた「調査資料」では、就学年齢問題が検討された明治29年7月1日の文部省学校衛生顧問会議の様子について紹介している。当日の議題は、「学齢未満ノ就学ニ關スル件」となっている。そして、審議の結果、「学齢未満の児童を就学せしむるは、身心発育上有害なるを以て宜しく之を厳禁すべきと決議」がされた。これは、(2)で述べたように、学齢外児童を排除するために決議が採択された記録であ

る。しかし同じ会議で、6歳就学の賛否に関する議論が展開されたことを示す、興味深い記述がみられた。「当日（明治29年7月1日の学校衛生顧問会議・・筆者注）の議事に於て、満七年を就学の初となすべしとの説を唱へたるは小池顧問にして、之に同意したるは、長谷川、豊住の二顧問なり。満六年説を唱へたるはベルツ顧問にして、之に賛成したるは、三宅、弘田の二顧問及余なり。而して此会議に於いては満六年就学説、過半数にて可決せられたり。」³²⁾ 「調査資料」における学校衛生顧問会議の記述は、引用部分のみである。つまり、学校衛生顧問会議において、6歳就学についての決議が行なわれ、過半数（ここで数えると、4対3）で6歳就学が決定したという記述になっている。不自然さを残しながらも、筆者は、この会議において就学年齢の議論が存在したこと、三島が6歳就学を擁護した事実に注目した。

では、学校衛生顧問会議とは、いかなる性格の機関であったのか。近藤真庸「学校衛生顧問会議の研究(1)～(4)」によると、学校衛生顧問会議は、1896年（明治29）年5月から1903年（明治36）まで設置されており、日本における学校衛生制度を生み出す重要な役割を果してきた。しかし、従来「議論の中身や顧問会議がもっていた諸矛盾については全くといっていいほど明らかにされていない」³³⁾ という。この論文から以下の4点を確認できる。

第一に、学校衛生主事である三島が学校衛生顧問会議のメンバー³⁴⁾ としても活躍したことである。三島の身体発育調査結果や学校衛生学の知見から「学校清潔法」・「学生生徒身体検査規定」・「小学校設備準則」などの諸規定の整備に関与し、日本の学校衛生制度を築いていく重要な役割を果した事実である。

第二は、前述した三島の6歳就学論の中核部分が、1903年（明治33）の「改正小学校令」に反映されたことである。論文では、「改正小学校令に学校衛

生に関する条項が数多く盛り込まれた点で、顧問会議の業績として最も注目すべきものであり」その「理論的支柱は三島の学校衛生論であった。」³⁵⁾と指摘する。三島は、顧問会議において、自ら学校衛生事項の改正点を各論として展開していた。そして、三島が提言してきた就学年齢及び就学猶予等が明記され、通学距離及び時間・時間割編成上の配慮などが、「改正小学校令」に盛り込まれたのである。

第三は、学校衛生顧問会議の紛糾である。会議は、文部省の学校衛生行政に重要な役割を担ったが、かなり対立していたことがわかる。論文では「教育家と衛生家との衝突」や「日清戦争後の身体と教育のあり方をめぐっての対立」が激化していたと分析している³⁶⁾。これをふまえると、学校衛生顧問会議において、6歳就学が、四対三で決議されたとする三島の記述の不自然さも推測可能な部分ともいえよう。ただ、論文「学制調査資料・就学年齢問題」は、文部大臣宛に三島が執筆しているだけに、この論文において紹介された「決議」が、信憑性を欠くとも断定はできない。それだけ、就学年齢問題の議論は、交錯し、混沌としていたのではないだろうか。

第四は、三島通良と沢柳政太郎（1865-1927）との関連である。論文では、沢柳政太郎の成城学校就任の際、三島が顧問兼学校医に起用され、沢柳の片腕として同校の運営にたずさわったことや「沢柳の学校衛生への関心、沢柳教育学における学校衛生の位置」³⁷⁾などを展開している。筆者は、沢柳が三島の6歳就学論の擁護者であることに注目した。

(5) 沢柳政太郎「改正小学校令ニ対スル批評ヲ論ズ」にみる就学年齢の議論

沢柳政太郎は、1888年（明治21）文部省に入り、一旦は沢柳事件のために辞任するが、1998年（明治31）には文部省普通学務局長となる。そして「幼稚園及保育設備規程」の制定にも関与³⁸⁾し、1906年（明治39）には文部次官に任命される。こ

こでは、沢柳が就学年齢にふれた資料「改正小学校令ニ対スル批評ヲ論ズ」について述べる。

「改正小学校令ニ対スル批評ヲ論ズ」は、沢柳が1900年（明治33）に帝国教育会講談会において、演説した内容である。演説内容によれば、「改正小学校令」が公布されたが、これについて、「根本的改正ではない」「姑息の改正である」などとして、雑誌や各地の教育大会で非難が繰り返された³⁹⁾。改正論議のうち、就学年齢に限定して沢柳の見解を述べる。

沢柳は、7歳就学論者の主張について詳細にはふれておらず、資料調査の不十分さもあるために、検証できない。ここでは、沢柳の6歳就学論の特徴を整理して述べる。

第一は、6歳就学は、就学の一番小さい年齢を限る必要性から始まったという主張である。それ以前の年齢では、就学は困難であるという前提を以下のように述べている。「満六歳以下の児童であったならば、どのようにしようとしても、教育と名のつく仕方を持って望むことはできない。それは幼稚園の方法によるほかない」⁴⁰⁾とする。

第二は、「脳髄の発育に応じて通常の教育をおこなうべきである」「昔とことなり今日の教育は決して昔のごとく詰め込み主義ではなく、児童精神の発達と申しますが、脳髄の発育に応じて適当な教育をほどこすべきだ」⁴¹⁾と主張する。つまり身体の発育に応じた教育の重視をいう。

第三は、7歳就学では、入学時期がさらに遅れることを指摘する。「改正小学校令」では、6歳就学を維持しながら入学時期を毎年4月の年1回に改正した。4月入学者とは、満6歳1ヶ月から満6歳12ヶ月までのものが入学できる。7歳就学説では、ますます入学する時期が遅れるという見解を表明している。

第四は、7歳就学論者の主張では、「満6歳から4年間教育した場合と、満7歳から3年間教育した

場合と同一である」というが、確実な証拠を示すべきであるという⁴²⁾。

全体として沢柳が6歳就学を擁護するのは、それが三島らの学校衛生顧問会議から導きだされたものであり、文部省行政に関与していた沢柳としては、当然の立場ともいえよう。しかしそれだけではなく、沢柳は、学校衛生学の知見をふまえた身体発育に応じた教育の重視を力説した6歳就学論を展開していたといえる。上記の沢柳演説においても、1896年(明治29)の学校衛生顧問会議のことが登場する。そして、学校衛生顧問会議では「満六歳を学齢のはじめとすることについて、一人の異議のなかったことであります」⁴³⁾といふ。いったい学校衛生顧問会議は、満6歳就学を全員一致で決議したのか否か。この議論と混乱に関する検証は、行政の会議録や、幼稚園・小学校の実態など、今後の資料調査から探っていく課題となる。

4. 結びに代えて

日本における就学年齢の議論は、1872年(明治5)「学制」後20年余りを経過して活発になっていった。特に文部省の周辺において議論が展開されたのは、明治20年代後半から30年代にかけてのことである。しかもそれは、身体発育を専門とした小児科学の知見をふまえた議論であった。そして、就学年齢満6歳の是非論にとどまらず、小学校第一学年の児童の現実をふまえた柔軟な対応をすすめる提言を含んでいた。

明治期の就学年齢の議論について、各地方における行政機関・幼稚園・小学校など、現場での状況をさらに調査研究していきたい。

日本における保育所・幼稚園から小学校への6歳就学の議論は、教育改革における現代的課題となっている。筆者は、明治期からの歴史研究の重要性を確認し、研究を継続する。

(付記) 本研究における聖徳大学大学院・岡田正章教授、同大学・榎瑞希子助教授による指導に感謝する。

引用文献・参考文献

引用か所のうち、原文では、「カタカナ」「旧仮名遣」となっているが、その一部を平易な「ひらがな」による表記とした。

- 1)1872年(明治5)8月に発布された学制では、6歳以上の子弟を学に就く者として定め、小学教則第1章では、「小学ヲ分ケテ上下二等トス下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止リ上等ハ十歳ヨリ十三歳ニ終リ上下合セテ在学八年トス」とある。明治11年教育令、明治13年改正教育令においても、6歳から8年間という規定はそのままである。1890年(明治23)の小学校令第3章就学第二十条において、はじめて「学齢」という規定ができる。現在の就学の始期として厳密にされるのは、1900年(明治33)小学校令、1941年(昭和16)の国民学校令を経過してからである。1900年(明治33)小学校令は、「児童満六歳ニ達シタル翌月ヨリ満十四歳ニイタル八箇年ヲ以テ学齢トス」とされた。1903年(明治36)年齢計算が年月日に改正され、「月」が「日」になる。1941年(昭和16)国民学校令では、「児童ノ満六歳ニ達シタル日ノ翌日以後ニ於ケル最初ノ学年ノ始メヨリ満十四歳ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終迄之ヲ国民学校ニ就学セシムルノ義務ヲ負ウ」とされた。これにより、4月1日生まれの子どもは、生後6年の3月31日に満6歳に達する。その「翌日ノ学年ノ始」つまり4月1日で入学する。現行学校教育法第22条では、「保護者は、子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の始めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う。(後略)」と定めている。1872年(明治5)「学制」より現在まで、小学校への就学年齢満6歳の規定は変更されていない。
- 2)現時点では、少なくとも明治5年「学制」前後においては6歳就学の根拠の議論が存在していなかったと考えている。近藤幹生「日本における就学年齢成立過程に関する検討-明治初期の長野県教育史からみた学制審議と就学年齢の根拠にかかる議論-」聖徳大学大学院修士論文、2001年
- 3)水本徳明「明治期長野県における就学年齢の統制に関する研究」筑波大学教育学系論集19/1 1994年
- 4)Zheng SongAn「養生思想と教育的学校保健の成立」一橋大学社会学研究科博士論文、2001年
- 5)近藤真庸「学校衛生顧問会議の研究(1)~(4)」中京女子大学紀要、1986年~1988年
- 6)杉浦守邦「三島通良(1)~(18)」『学校保健研究』 第10卷2号~12卷12号、1968年から1970年

- 7)木村吉次『日本近代体育思想の形成』杏林書院、1975年
- 8)河野誠哉「近代日本の児童研究の系譜における認識論的転換—分析視角の移動とその近代学校論的意味—」*Forum Modern Education* No.11, 2002年
- 9)前掲河野論文
- 10)瀬川昌樹『学校衛生法要綱』明治26年、牧山健吉他『学校衛生学』明治31年などがある。いずれも国会図書館所蔵で、瀬川文献は、YDM46538 牧山文献は、YDM46527
- 11)三島通良の著書のうち、『学校衛生学』明治26年、『ははのつとめ』明治23年『ははのつとめ』増訂明治25年、『学校衛生事項取調復命書摘要』明治26年、「学制調査資料・就学年齢問題」明治35年は、国会図書館所蔵。調査論文「学制調査資料・就学年齢問題」明治35年は、YDM50487。『日本健体小児ノ発育論』明治35年は、上笙一郎編『日本「子どもの歴史」叢書9』久山社に所収、1997年
- 12)沢柳政太郎「改正小学校令ニ対スル批評ヲ論ズ」成城学園沢柳政太郎全集刊行委員会『沢柳政太郎全集』第3巻に所収、国土社、1978年、51頁～74頁
- 13)2)論文の成果をもとに論述
- 14)井上久雄『学制論考』風間書房1963年、倉沢剛『学制の研究』講談社1973年、尾形裕康『学制実施経緯の研究』校倉書房1963年などがある。
- 15)学校設立要件を定めた資料で、学校位置、名称、学科、教則、校則、舍則、教員履歴、氏名、免状の有無、教員給料、生徒員数、生徒授業料、学校費用などの事項が明示されている。しかし、就学年齢に関する事項は存在しない。
- 16)県令永山盛輝による「説論要略」(せつゆようりやく)は、明治7年3月から4月にかけて、10歳以下の生徒を伴い、就学を説論して巡回した記録。第35回の内容に、就学年齢6歳が登場する。「先ツ戸数人口ヲ警シ就学不就学ヲ検シ此ノ戸数ニテハ此ノ就学不足ト覚エタリ。六歳ヨリ十三歳マテ就学ノ御趣意ナレバ」とある。「御趣意ナレバ」と文部省の意向を伝えてはいるが、就学年齢の根拠はみあたらない。
- 17)開智学校には、明治6年の「校則、教則、舍則、罰則」、明治9年・10年の「学齡籍」(学籍簿を意味する)が存在している。就学月日の欄は、「5日、10日、15日、20日、25日」となっている。入学月も4月に特定されていない。就学年齢は氏名、生年月日、就学年月日の明示されているものだけを対象として筆者が算出した。明治9年から10年にかけて、6歳就学の定着過程がわかる。
- 18)調査した小学校創立史は、『片丘学校沿革史』『広丘学校沿革史』『坂北学校百年史』『山辺学校史』『高島学校百年史』『波田町町誌』『信州金沢学校百年史』である。
- 19)前掲14)文献
- 20)尾形裕康は、諸外国学制との詳細な対比研究をしている。尾形『学制実施経緯の研究』、校倉書房、1963年
- 21)文部省は、1884年(明治17)2月15日達第3号において、学齢未満の就学を禁止した。湯川嘉津美『日本幼稚園成立史』風間書房、2001年、299頁より引用
- 22),23)前掲水本論文より引用
- 24),25)前掲三島『学校衛生学』、明治26年。ファンケルンブルヒについては詳しい記述がない。論文「学制調査資料・就学年齢問題」においてもドイツ人医学者、学校衛生学者の見解が多く登場する。詳細は検討課題とする。
- 26)明治29年から明治37年の8年間に「学校衛生の事項は大に整備するに至った」と明記されている。文部省教育史編纂室『明治以降教育制度発達史・第四卷』教育資料調査会、昭和13年、746頁
- 27)前掲三島『日本健体小児ノ発育論』242頁
- 28)同249頁
- 29)同133頁
- 三島が、『日本健体小児ノ発育論』における身体発育調査をおこないながら、就学年齢問題を論じる必要性を認識したと思われる記録の一例を示す。「小学校にも同一学年に年齢の違うものが混在し、ひどいでは、同級生中最年長児と最年少児との年齢差が8年6ヶ月に及ぶ」という事実に直面していた。これは、三島が九州地方を巡回したときの記録である。引用は、前掲杉浦論文144号338頁
- 30)前掲三島論文「学制調査資料・就学年齢問題」87頁
- 31)同88頁
- 32)同66頁
- 三島論文「学制調査資料・就学年齢問題」は、資料を含めて89頁に及ぶ。論文には当時(明治20年代から30代)の国別就学年齢の一覧、ドイツ人医学者、学校衛生学者の見解の抄録がある。しかし出典が定かでない部分もあり、検討課題とする。また、三島は自らの6歳就学の立場を確認したうえで「年齢ノ計算ハ日計法ヲ採用スルコト」と述べている。これは、6歳就学を議論する前提として三島が提起した内容である。年齢計算には、月計算によるものと日計算による方法がある。両者の計算方法では、大きな誤差が生じてしまうので、日計法による満年齢であることを確認して、6歳就学を論じたのである。
- 33)前掲近藤真庸論文
- 34)学校衛生顧問会議のメンバーは、以下の通りである。括弧内は、役職・所属である。三宅秀(議長:学校衛生顧問医学博士)三島通良(主事:学校衛生主事高等師範学校教授)エ・ベルツ(顧問:帝国大学名誉教師)豊住秀堅(顧問:海軍軍医大監)小池正直(顧問:陸軍軍医監)内務衛生局長(顧問:後藤新平)緒方正規(顧問:医科大学教授医学博士)小金井良精(顧問:医科大学教授医学博士)弘田長(顧問:医科大学教授医学博士)三宅秀(顧問:貴族院議員医学博士)長谷川泰(顧問:中央衛生委員)。この他に文部省高等官として普通学務局長・木場貞長はじめ5名があげられている。以上、前掲近藤真庸論文による。なお、本稿の(4)において、筆者が論じた6歳就学の決議が4対3で可決(6歳に決定)されたことについて補足しておく。7歳就学の提案者は、上記学校衛生顧問会議メンバーの小池正直で、賛成者は長谷川泰、豊住秀堅で合計3名。6歳就学の提案者は、エ・ベルツで賛成者は、三宅秀、弘田長、三島通良で合計4名。7名以外のメンバー(後藤・緒方・小金井)の賛否は不明である。6歳就

学を提案したエ・ベルツ (ERWIN · BALZ 1849-1913) は、1876年（明治9）から26年間、日本に滞在したドイツ人医師である。ベルツは、日本の近代医学の父といわれ、東京大学医学部の教師として医学者を生み育てた。明治初期の医学界に果たした役割は大きい。トク・ベルツ編・菅沼竜太郎訳『ベルツの日記（上）（下）』岩波文庫、1979などがある。またベルツは、三島通良の恩師でもある。三島が東京大学時代やドイツ留学時期などに受けた影響、ベルツの就学論などの詳細は今後の課題とする。

35),36),37)前掲近藤真庸論文

38)前掲湯川書では「幼稚園保育及設備規程」の制定と沢柳の関与について論じている。357頁

39),40),41),42),43)前掲沢柳政太郎「改正小学校令ニ対スル批評ヲ論ズ」、前掲『沢柳政太郎全集』第3巻、54頁